

鷹岡小学校いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定にあたって

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」このことは、日々の教育活動において学校内外に浸透しているにもかかわらず、いじめを背景とした生命や心身に危険が生じる重大な事案が後を絶ちません。

いじめに対しては、法律「いじめ防止対策推進法」、国の策定による「いじめの防止等のための基本的な方針」、静岡県の策定による「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」、生徒指導リーフレット「子どもたちの笑顔のために」、そしてそれらを受け、富士市においても「富士市いじめ防止基本方針」が策定されている。

このたび、以上に挙げたいじめ防止等に向けた方針を、鷹岡小学校の実情に合わせ「鷹岡小学校いじめ防止等のための基本的な方針」を策定した。いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関との連携等についてまとめた。本方針をよく読み、深く理解し、全職員でいじめ問題に真摯に取り組んでいきたい。

2 いじめ防止の基本的な考え方

(※静岡県いじめの防止等のための基本的な方針 P1 & 2、子どもたちの笑顔のために、参照)

(1) いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 第2条】

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(※児童等とは、児童生徒のこと)

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、被害児童生徒の立場に立つて行う。程度の軽い1回だけの行為であっても、被害児童生徒が「心身の苦痛」を感じていれば、いじめである。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかたりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられる。加えて、いじめた・いじめられたという2つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり、問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」として、はやし立てたり、面白がったりする子どもがいるなど、「傍観者」として周りで見ている振りをして関わらない子どもがいることにも気をつける必要がある。

(3) 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められている。

いじめられた子どもは、心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められている。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていくことが大切である。

「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組んで行くことが大切である。

3 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

構成員：校長、教頭、主幹、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭、SC

(2) 拡大いじめ対策委員会

構成員：状況に応じて、以下の機関・協力者に参加をお願いします。

学校教育課、青少年相談所、富士警察署サポートセンター、SC、SSW

巡回相談員、PTA会長・副会長

(3) 年間を見通した指導計画の整備について

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組むことが大切である。そのために、年度当初に学校いじめ対策組織をはじめとする組織体制を整えとともに、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置付けておくことが重要である。

年間計画に位置付けておくいじめ防止のための取組

学校いじめ対策組織会議 : いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討する。月1回程度。

職員会議 : 年度初めに、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図る。月ごとには、学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図る。

教育相談 : 学校の実態に応じて随時実施することを原則としている。本校においては、年2回以上は必ず実施する。

いじめアンケート : 計画に基づいて年3回は必ず実施する。また、いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施する。アンケートの形式は、子どもが記入しやすい方法を検討する等、工夫が必要である。

校内研修 : S S W、S C等、専門家を入れた研修を実施する。

子育て講演会 : S C等による講演（子どもへの接し方等）を実施する。

Q - U : 小学5年生、中学1年生を対象に実施する。結果の活用方法については、学校において工夫して行う。

(4) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ

いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を共有する。

学校でいじめ対応マニュアル等を作成し、学校いじめ防止基本方針に盛り込む。

○いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行う。

○いじめを訴えた子どもや保護者が、詳細な調査や公表を望まない場合であっても、可能な限り学校としての対応を振り返り、検証する。そのことが再発防止につながるとともに、新たな事実が明らかになる可能性がある。

組織的対応

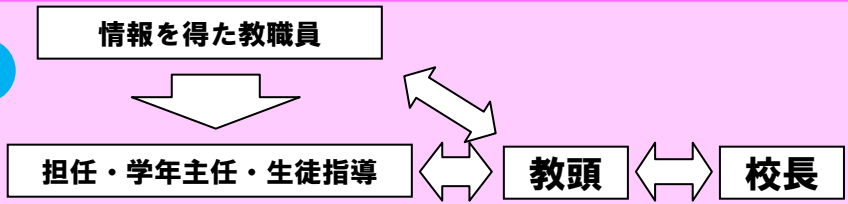
いじめではないか、という疑いをもつ（認知）

- 他の子どもからいじめの情報を聞いた
- いじめらしき現場を発見した
- 子どもの言動から気になった
- 子どもや保護者からの相談・訴えを受けた
- 家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた
- アンケートの回答で確認した
- 関係機関からいじめに関する連絡を受けた
- 養護教諭、SC等から情報を聞いた

1 発見

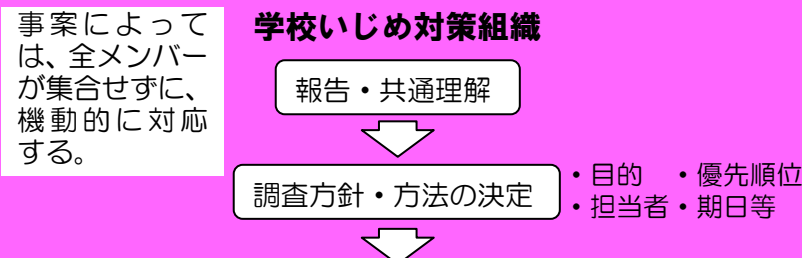
抱え込まない

個人で判断しない

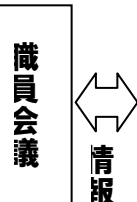


2 情報収集

いじめを受けた子どもを徹底して守り通す



3 事実確認



4 方針の決定

即日中に対応する

5 対応

6 経過観察・解消

招集指揮

保護者
適宜連絡
※複数対応

連絡・相談
指導・助言
SC, SSW
指導主事派遣
教育委員会

関係機関
• こども家庭課
• 児童相談所
• 富士警察署
• 医療機関
等

(5) 重大事態への対処

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、教育委員会へ報告する。

重大事態とは、次のような場合をいう。

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条 第1項 第1号)

○子どもが自殺を企図した場合 ○精神性の疾患を発症した場合

○身体に重大な傷害を負った場合 ○金銭を奪い取られた場合 等

- ・児童の欠席の原因がいじめと疑われ、相当の期間（30日以上）欠席しているとき。

(いじめ防止対策推進法第28条 第1項 第2号)

- ・児童や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申し立てがあったとき。あるいはいじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

○ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識しておく。

① 調査について

- ・教育委員会に報告し、市教委の指示に従うとともに、速やかにいじめ対策チーム等の組織を設け、調査を行う。

② 情報の提供について

- ・教育委員会又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、事実関係等の情報を提供する。

③ 対応について

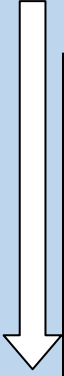
- ・子どもに向け、臨時全校集会等を開く。
- ・保護者に向け、臨時保護者会を開く。(学年・全校)
- ・警察の調査等には、校長、教頭が対応する。

④ 重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成29年3月14日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行う。

重大事態対応の流れ

教育委員会への報告



- ・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告する。
- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
 - イ 欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
 - ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
 - エ 子どもや保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断



重大事態についての調査を、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校評議員、PTA代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた子ども及び保護者への説明・報告



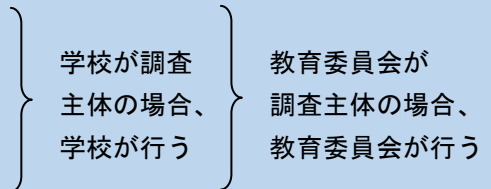
調査対象者及びその保護者への説明・報告



市長及び教育委員への説明・報告等



調査結果を踏まえた必要な措置



————— 教育委員会が行う

————— 学校と教育委員会が連携して行う

6 教育委員会や関係機関との連携

学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応していく必要がある。

① 教育委員会との連携について

- 「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告する。
- 以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告する。
 - ア 重大事態（6ページ 教育委員会への報告 ア～エ）
 - イ 暴力を伴うなど被害が大きないじめ
 - ウ 被害児童にとって深刻ないじめ



4 いじめ防止等のための対策

(1) 自尊心、自己有用感、規範意識、人権感覚を育てる教育活動の推進による未然防止

① 子ども一人一人が生き生きと活動できる授業づくり

- ・温かい言葉による発言や、顔を向けて友達の発言を聴く姿勢
- ・授業研究を進める際には、子ども理解も意識する。

② 子ども一人一人が生きる学級経営、子どもの居場所づくり

- ・温かく、いじめを許さない学級の雰囲気づくり。
- ・互いの良さを認め合える、友達のがんばりを発表し合うなどの場の設定。
- ・人間関係プログラムを利用した調査（本校は6月、10月の2回）をもとにした気になる子どもの把握及び支援計画の立案・実践。

③ 人権教育を含めた道徳教育の推進

- ・副読本にある、人権感覚を高める挿話を扱った指導の工夫。
- ・人間関係プログラム実践編を利用した授業行う。

④ 子供たちが主体的に取り組む児童会活動

- ・子ども自らが、主体的に考え議論し、自分たちの本音を伝えられるような取組（児童会が主体となった取組）
- ・児童会が中心となって、「スマホ・携帯電話・ゲーム機等の利用ルールづくり」をする取組
- ・異年齢交流（たてわり活動）などにおいて、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら、活動を楽しめるような取組

(2) 保護者や地域への啓発について

① 学級懇談会等を活用した保護者への啓発

- ・学級のあらわれの丁寧な説明。
- ・文科省や県・市等が発行する、いじめ防止を目的としたチラシや文書の配布。
- ・本基本方針を鷹岡小学校ホームページ上で公開する。

② 地域への発信

- ・学校便りを地域に回覧し、いじめ防止への取り組みに理解と協力を求める。

5 いじめの早期発見、早期対応について

いじめ問題については、いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組む、という未然防止の考え方が最も重要である。

そのためには、子どもの居場所をつくとともに、学校教育活動全体を通じて、子どもがいじめに向かない態度や能力を育てていく必要がある。

(1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って

- いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。
 - ・無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われている。
 - ・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態などがある。
- いじめられている本人からの訴えは少ない。

- ・いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない。②いじめられている自分はダメな人間だ。③訴えても大人は信用できない。④訴えたらその仕返しが怖い。などといった心理が働く。

○ネット上のいじめは最も見えにくい。

- ・ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できない。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない。」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った。」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知する必要がある。

(2) 早期発見のための手立て

今まで当たり前のよう、あるいは何気なく行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして、意識的に行い、積極的に活用していくことが大切である。

① 子どもからの情報収集

- ・日常会話から子どもの友達関係の実態を知り、必要なケースにおいては支援、指導を行う。
- ・友達関係の不安等を聞き、いじめの早期対応及び適切な支援や解決につなげていく。

② アンケート等による情報収集

- ・定期的なアンケート調査（6月、11月、2月の年3回）の実施。
- ・アンケート内容をもとにした詳細な情報収集の実施。

アンケートをもとに聞き取り調査を担当した上で、生徒指導主任に提出する。上げられたものをもとに、いじめ対策委員会にかける。

- ・相談したい教員宛に悩みを届けることのできる『鷹岡小相談箱』を設置する。

③ 個人ノート、生活ノート、日記を通して情報収集

- ・個人ノートや生活ノート、日記でのコメントのやりとりを通して、担任と子どもの信頼関係をつくっていく。気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応を心がける。

④ 教育相談

- ・子どもを対象にアンケートを生かした教育相談を年2回以上実施する。

⑤ 保護者との連携、情報収集

- ・PTA理事会やPTA総会、学校評議員会、懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設ける。
- ・担任等へ寄せられた相談には、担任及び学年主任を中心に対応し、対応が難しいケースについては『いじめ対策委員会』において情報共有及び対応の検討を行う。

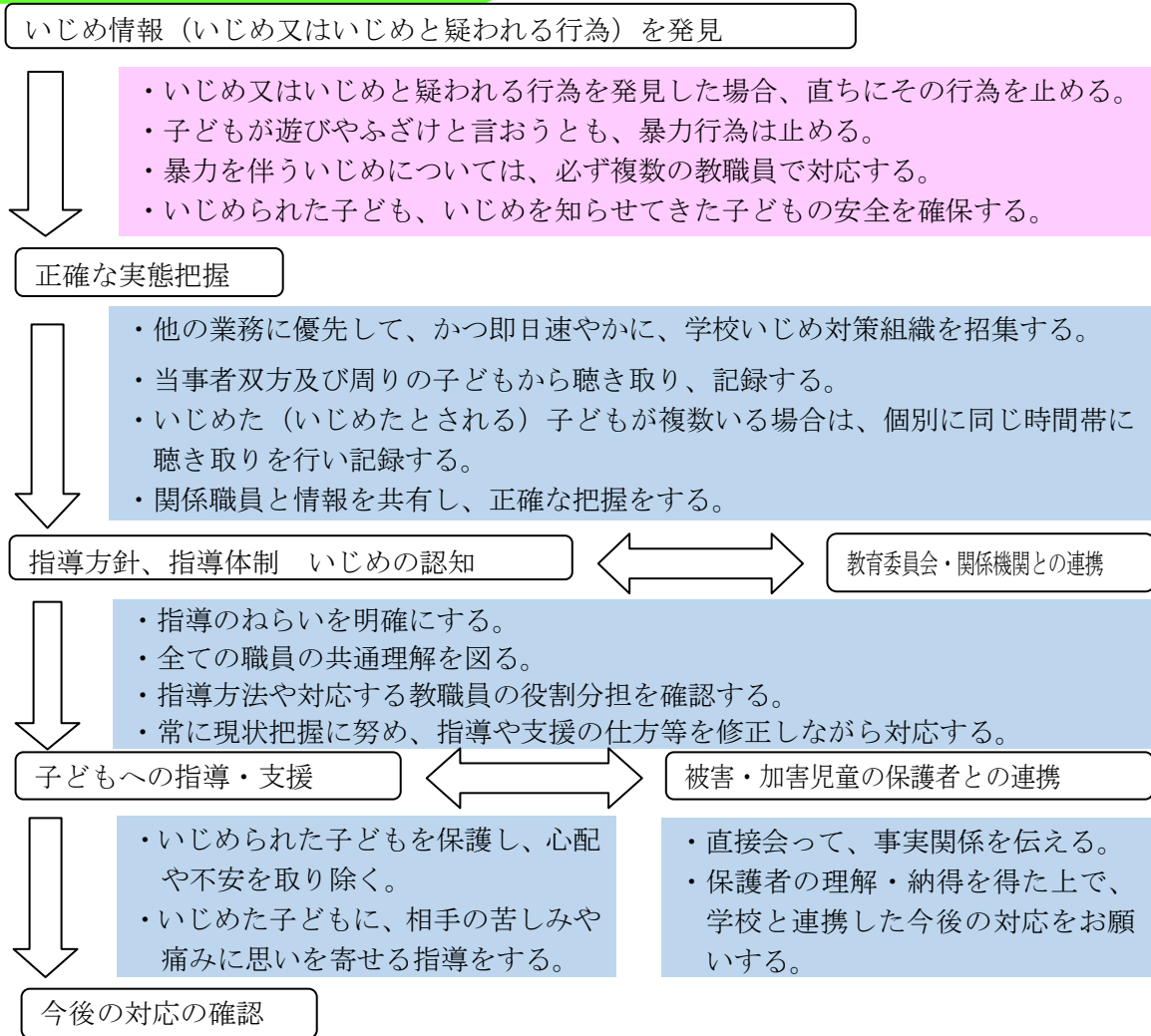
⑥ 学年部における情報交換

- ・学年経営会（原則毎週金曜日実施）を中心に、気になる子どもの様子について情報を共有するとともに、指導方針を話し合う。
- ・学年部の生徒指導部員は、学年内の様子を生徒指導部会（月1回）に報告する。

⑦ 相談しやすい環境づくり

- ・日常の生活の中で教職員が声かけを行うなど、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくっていく。
- ・学校だよりや各月の行事予定表にSCの訪問日を記載するなど、SCの存在を子どもや保護者に積極的に周知しておく。
- ・学年の廊下やフリースペースにいじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット（「ひとりでなやまないで～なやみ相談窓口～」は、年度初めに全員に配付する）を置くなど、子どもが気軽に相談窓口を知ることができるようにしておく。

(3) いじめ対応（当日）の基本的な流れ



(4) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① いじめられている子ども・いじめの情報を伝えた子どもの安全確保

- いじめられていると相談に来た子どもやいじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている子どもやいじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめている子どもから聴き取るとともに周囲の子どもなど、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

③ 情報を受けた時、確認されたとき

- 該当学年主任、教頭、校長に報告し、教頭、校長は必要に応じていじめ対策委員会を開く。
- 担任等が一人で判断対応することは厳に慎み、学年学校全体で対応する。
- いじめ対策委員会で、情報収集及び子どもの支援・指導の進め方を検討し進める。
- 確認できた事実等を保護者に伝え、保護者から意向を聞く等、密な連携をとる。

把握すべき情報（5W1H）

- ◇誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉
- ◇いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？〈内容〉
- ◇いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
- ◇いじめのきっかけは何か？〈背景〉
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

(5) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた子どもと保護者への支援

<子どもへの支援>

- ア 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図る。
- イ 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた子どもとの距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束する。
- エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。
- オ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をする。

※心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

<保護者への支援>

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
- イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにする。その際、5日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示する。
- エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- オ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝える。
- カ 聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝える。

② いじめた子どもへの指導・支援とその保護者への対応

<子どもへの指導・支援>

- ア 事実関係を確認するための聴き取りを行います。複数の子どもが関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行う。
- イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていく。
- ウ 子どもが抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させる。
- エ その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をする。
- オ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行う。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していくことも必要である。

<保護者への対応>

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
- イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明する。
(いじめた子どもへの謝罪、解消に向けての具体的な取組等)
- ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。
- エ その後の学校での状況等を随時保護者に報告する。また、保護者への助言を継続的に行う。

③周りの子どもたちに対して

- ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設ける。
- イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させる。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝える。
- ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させる。
- エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている子どもの気持ちや立場を考えさせる。
- オ いじめを自分の問題として捉えさせる。

6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていくことが重要である。

(1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

「インターネットトラブル事例集（平成29年度版）」総務省

トラブルの事例

クラスの仲良し数人でやっているグループトークで、Aさんは、「〇〇ちゃんの話ってさー、いっつも面白くない？」と書き込もうとしたところ、書き込みの最後に「？」をつけ忘れて送信し、スマホを置いてお風呂に入ってしまった。

お風呂上りにスマホを見ると、「ひどい！」などの書き込みがあった。誤解を解こうとしても反応がなかった。Aさん以外のメンバーは、別グループを作り、Aさんをグループから外した。

⇒無料通話アプリのグループトークで生じるいじめには、次のようなものがあげられます。

- ・特定の子に対し、その子の発言だけを無視する。
- ・その子にとって不快な写真や動画をグループで共有する。
- ・その子以外とグループを作り悪口を言う。

(2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していくことが必要である。

① 学校での情報モラル指導

- 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図っていくことが大切である。
- スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催する。

【参考】静岡県教育委員会社会教育課主催「小・中学校ネット安全・安心講座」

- 児童会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行っていく。

※年度末に、一年の取組を報告書として、学校教育課に提出する。

② 保護者会等を通して伝えていきたいこと

<未然防止の観点から>

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。
- 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。

※フィルタリングに関する法律が平成 29 年 6 月に改正され、店側の義務が設けられた。

<新規契約または機種変更等する場合>

店側の義務として

- ① 契約締結者、携帯電話端末の利用者が 18 歳未満か確認する。
- ② 青少年有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に説明する。
- ③ 携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする。

<既にスマートフォンを利用している場合>

携帯電話会社が提供するフィルタリング名称が「あんしんフィルター」とされ、わかりやすく、簡単に活用できるものになった。

- インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているということ。
- 子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

<早期発見の観点から>

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談すること。

(3) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた子ども及び保護者にしっかりと伝える。

① 事実を把握する

- ア 被害にあった子どもや関係している子どもから詳細を聴き取り、事実を確認する。
- イ 子どもが心当たりのない画像や動画が勝手にWeb上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認する。
- ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷する。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影する。
- エ 被害にあった子どもと書き込み等を行った子どもの保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認する。

② 書き込み削除を迅速に行う

- ア 書き込み等を行った子どもが書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらう。
- イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼する。
- ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談する。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）